2026年11月11日
九州電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は，このたび，平成26年改正法附則第16条第４項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第１項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置）において，消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので，電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお，請求の方法については，従前のとおりでございます。

また，別表（燃料費調整）１⑵ロ㈱に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第３位で，別表（燃料費調整）２に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第４位で四捨五入しております。

⑴　別表（燃料費調整）１⑵ロ㈱に定める2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ　定額制供給の場合		
㈠　定額電灯および公衆街路灯Ａ		
電灯		
10ワットまでの１灯につき	3.88	0.35
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	7.77	0.71
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	15.54	1.41
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	23.30	2.12
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	38.84	3.53
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	38.84	3.53
小型機器		
50ボルトアンペアまでの１機器につき	11.60	1.05
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	23.20	2.11
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	11.60	1.05

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
㈡ 臨時電灯Ａ		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.31	0.03
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.63	0.06
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.63	0.06
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	6.26	0.57
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	6.26	0.57
㈢ 臨時電力		
契約電力１キロワット１日につき	6.58	0.60
契約電力0.5キロワットの場合１日につき	3.29	0.30
㈣ 農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）		
１日につき		
契約電力		
0.5キロワット	1.65	0.15
１キロワット	3.29	0.30
２キロワット	6.58	0.60
３キロワット	9.87	0.90
４キロワット	13.16	1.20
５キロワット	16.45	1.50
ロ　従量制供給の場合		
１キロワット時につき	1.00	0.09

⑵　別表（燃料費調整）１⑵ロ㈱に定める2027年１月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ　定額制供給の場合		
㈠　定額電灯および公衆街路灯Ａ		
電灯		
10ワットまでの１灯につき	17.48	1.59
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	34.96	3.18
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	69.91	6.36
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	104.87	9.53
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	174.78	15.89
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	174.78	15.89
小型機器		
50ボルトアンペアまでの１機器につき	52.20	4.75
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	104.41	9.49
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	52.20	4.75

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
㈡　臨時電灯Ａ		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.41	0.13
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2.82	0.26
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2.82	0.26
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	28.17	2.56
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	28.17	2.56
㈢　臨時電力		
契約電力１キロワット１日につき	29.61	2.69
契約電力0.5キロワットの場合１日につき	14.81	1.35
㈣　農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）		
１日につき		
契約電力		
0.5キロワット	7.40	0.67
１キロワット	14.80	1.35
２キロワット	29.61	2.69
３キロワット	44.41	4.04
４キロワット	59.21	5.38
５キロワット	74.01	6.73
ロ　従量制供給の場合		
１キロワット時につき	4.50	0.41

⑶　別表（燃料費調整）２に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ　定額制供給の場合		
㈠　定額電灯および公衆街路灯Ａ		
電灯		
10ワットまでの１灯につき	0.530	0.048
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	1.059	0.096
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	2.119	0.193
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	3.179	0.289
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	5.298	0.482
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	5.298	0.482
小型機器		
50ボルトアンペアまでの１機器につき	1.583	0.144
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	3.165	0.288
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1.583	0.144
㈡　臨時電灯Ａ		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.043	0.004
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.086	0.008
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.086	0.008
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	0.854	0.078
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	0.854	0.078

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
㈠ 臨時電力 契約電力１キロワット１日につき	0.898	0.082
㈡ 農事用電力Ｂ（脱穀調整需要） １日につき 契約電力		
0.5キロワット	0.224	0.020
１キロワット	0.449	0.041
２キロワット	0.898	0.082
３キロワット	1.346	0.122
４キロワット	1.795	0.163
５キロワット	2.243	0.204
ロ　従量制供給の場合 １キロワット時につき	0.136	0.012